

令和7年12月10日

厚生労働大臣 上野賢一郎 殿

住宅型有料老人ホーム入居者に対する ケアマネジメントの在り方に関する意見

一般社団法人日本介護支援専門員協会
会長 柴口 里則
社会保障審議会介護保険部会
委員 小林 広美
(日本介護支援専門員協会 副会長)

○ 住宅型有料老人ホームについては、今後の制度改正により、高齢者の「住まい」であることに変わりはないものの、一般的な在宅とは異なる位置づけも併せ持つことになることを踏まえ、その入居者に対して、ケアマネジメントと生活相談の双方に対応する一体的なサービスとして、居宅介護支援とは異なる新たな類型を創設し対応すべきです

住宅型有料老人ホームについては、今後の制度改正により、登録制といった事前規制が導入され、これにより高齢者の「住まい」でありながら、要介護者が集住し、包括的にケアを受ける居住系サービスに類似したものとなり、そこでのケアマネジメントは、居宅介護支援とは異なる位置づけを持つことになります。これらを考慮すると、居宅介護支援と一線を画した、住宅型有料老人ホームの支援を含めた新たな居住系ケアマネジメントの体制作りが必要です。

そのためには、保険者の介入により、住宅型有料老人ホームの入居者に対して行われるケアマネジメントの独立性を担保し、相談支援の機能強化を図る観点から、登録制の対象となる住宅型有料老人ホームの入居者に係るケアマネジメントと生活相談のニーズに対応する、「居宅介護支援」とは別の新たな居住系ケアマネジメントの類型の創設を検討すべきです。

現在、ケアマネジメントへの利用者負担について、住宅型有料老人ホームの入居者への導入が社会保障審議会介護保険部会において議論されているところですが、自宅等の一般的な在宅におけるケアマネジメントについては現行の居宅介護支援・介護予防支援によるケアマネジメントの仕組みを維持すべきです。その上で住宅型有料老人ホームの入居者への利用者負担の導入の検討にあたっては、ホーム内の生活における相談支援など、ホームとの連携を含むケアマネジメントに対し、新たな居住系ケアマネジメントの類型を創設することを前提に、慎重に検討することを求めます。

以上